保育料の改定(多子軽減拡充等)について

1. 現行の保育料算定

- (1) 住民税額により保育料階層が決まり、その階層に対応する保育料が適用される。
- (2) 小学校3年生以下の兄姉のいる世帯のうち、対象施設に通う園児が第二子の場合は保育料を5割減額、第三子以降の場合は免除としている。

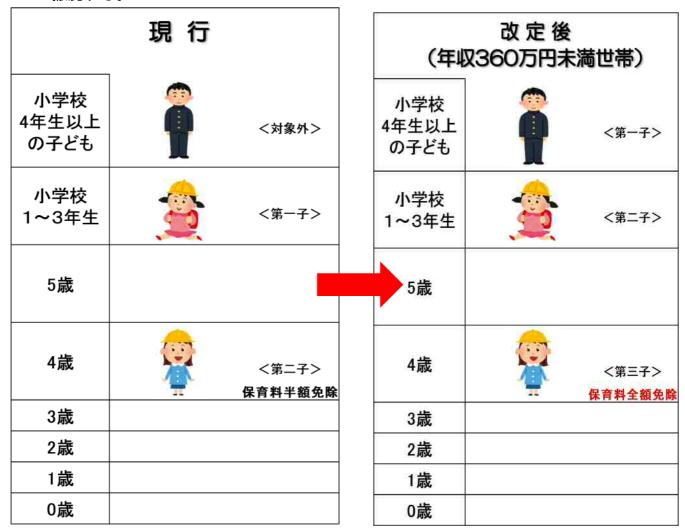
2. 改定内容

国は幼児教育の段階的無償化に向けた取組みを進めており、その一環として、低所得者世帯の保育料が改定された。以下の施設に通う児童の保育料を国基準に従い改定する。

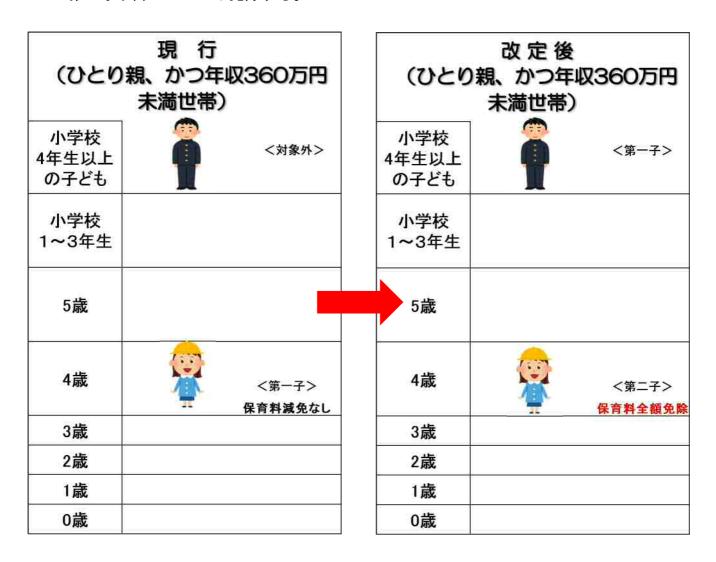
(1) 対象施設 …… 認可保育園、認定こども園保育部門、認定こども園教育部門、地域型保育事業、区立幼稚園、私立幼稚園(施設型給付対象園)

(2) 対象者

①年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を 撤廃する。



②年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、負担軽減措置を拡大し、第一子については保育料の5割減額、第二子以降については免除する。



3. 施行日

平成28年4月1日